

議員提出第一号議案

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部改正について

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年二月二十八日提出

大分県議会議員 牧 野 浩 朗

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数
に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年大分県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（人口の特例）

3 平成二十三年四月十日に行われる大分県議会議員の一般選挙により選挙すべき大分県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）附則第二条第一項の規定により、平成十七年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の制定に鑑み、平成二十三年四月十日に行われる大分県議会議員選挙により選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるに当たり、平成十七年の国勢調査の結果による人口を用いることとするため提出する。